# 吹田市教育委員会地域教育部防犯カメラの設置及び管理に関する基準

平成２７年４月　１日制定
令和　５年11月　27日改正

（趣旨）

第１条　この基準は、吹田市防犯カメラの設置及び運用に関する指針（平成２７年３月６日制定。以下「指針」という。）第５項の規定に基づき、吹田市教育委員会地域教育部（以下「地域教育部」という。）の市施設における防犯カメラの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準における用語の意義は、指針の例による。

（管理体制）

第３条　地域教育部の市施設における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を行うために、次の管理体制を整える。

⑴　防犯カメラ統括責任者の設置

ア　防犯カメラの管理を一元的かつ効率的に行い、防犯カメラ管理責任者相互の円滑な連絡調整を図るため、防犯カメラ統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

イ　統括責任者は、部長を充てる。

⑵　防犯カメラ管理責任者の設置

ア　防犯カメラの適正な管理・運用を図るため防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

イ　管理責任者は、防犯カメラを管理する各室課の所属長を充てる。

⑶　防犯カメラ管理担当者の設置

ア　管理責任者を補佐する者として防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を４名置く。

イ　管理担当者は、管理責任者が指名する。

⑷　指定管理者による管理

当該市施設の防犯カメラに関わる業務を指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者は、協定・委託契約等による個人情報の保護に関する十分な措置を講じ、この基準の趣旨を遵守するように努めなければならない。

（設置場所等）

第４条　設置場所、設置台数、設置目的、統括責任者及び管理責任者は、別表に定めるとおりとする。

（安全管理及び漏えいの防止）

第５条　管理責任者は、防犯カメラの安全管理及び画像の漏えいの防止について、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　画像記録装置及び画像の記録媒体については、施錠できる安全な場所に保管するとともに、常にその状況を点検する。

⑵　画像の保存期間は、法令等に基づく場合を除き、７日間とし、保存期間終了後は速やかに消去するものとする。画像が記録されている記録媒体が不要となった場合は、破砕処分を行うものとする。

⑶　画像から知り得た個人情報が他に漏れることのないように、又は不当な目的のために利用されることがないように努める。

（防犯カメラの設置の表示）

第６条　管理責任者は、防犯カメラの設置場所付近に防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

（防犯カメラの運用時間）

第７条　防犯カメラの運用時間は、終日とする。ただし、管理責任者が特に認めるときは、この限りでない。

（画像の保存方法）

第８条　画像を保存するときは、撮影時の状態のまま記録し保存する。記録した画像を加工し、又は複写してはならない。

（画像の提供）

第９条　管理責任者は、画像及び記録媒体について、防犯カメラ設置目的の範囲を超えての目的外利用及び第三者への外部提供を行ってはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６９条第２項各号の規定に基づき目的外利用及び外部提供しようとするときは、利用目的、根拠法令、利用する記録範囲及び利用形態等について書面で確認した上で、その必要性を慎重に判断しなければならない。

（委託に係る措置）

第１０条　管理責任者は、機器の保守管理に係る業務を外部に委託する場合は、契約書等に委託を受けたものが遵守すべき事項等（吹田市の保有する個人情報等保護管理要領第２０条第１項各号に掲げる事項）を明記し、その徹底を図らなければならない。

（苦情処理）

第１１条　管理責任者は、防犯カメラに関する苦情があったときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附　則

この基準は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２７年９月３０日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この基準は、令和２年１１月１１日から施行する。

附則

この基準は、令和５年　３月３１日から施行する。

附則

この基準は、令和５年　４月　１日から施行する。

附則

この基準は、令和５年　11 月　27 日から施行する。

（別表）

| | 統括責任者 | 地域教育部長 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 配置場所 | 配置台数 | 画像記録装置の有無 | 設置目的 | 管理責任者 |
| 1 | 吹田市<br>千一地区公民館 | 1 | 有 | 館内･館外の治安維持 | まなびの支援課長 |
| 2 | 吹田市<br>豊一地区公民館 | 1 | 有 | 同上 | まなびの支援課長 |
| 3 | まちなかリビング<br>北千里 | ３３ | 有 | 同上 | 指定管理者 |
| 4 | 吹田市立<br>中央図書館 | 2 | 有 | 同上 | 吹田市立<br>中央図書館長 |
| 5 | 吹田市立<br>江坂図書館 | 7 | 有 | 同上 | 吹田市立<br>江坂図書館長 |
| 6 | 吹田市立<br>千里山・佐井寺<br>図書館 | 5 | 有 | 同上 | 吹田市立<br>千里山・佐井寺<br>図書館長 |
| 7 | 吹田市立<br>千里丘図書館 | 4 | 有 | 同上 | 吹田市立<br>千里丘図書館長 |
| 8 | 吹田市立健都<br>ライブラリー | １２ | 有 | 同上 | 吹田市立健都<br>ライブラリー館長 |
| 9 | 吹田市立<br>博物館 | 1 | 有 | エレベーター内の治安維持 | 文化財保護課長 |
| | | 3 | 有 | 館内･館外の治安維持 | 文化財保護課長 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 吹田市立<br>子育て青少年拠点<br>夢つながり未来館 | ３０ | 有 | 同上 | 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館館長 |
| 11 | 吹田市立<br>自然の家 | 1 | 有 | 同上 | 青少年室長 |
| 12 | 吹田市立<br>青少年クリエイティブセンター | 1 | 有 | 同上 | 吹田市立青少年クリエイティブセンター館長 |
| 13 | 吹田市立<br>千里丘北留守家庭児童育成室 | 1 | 有 | 施設の治安維持 | 放課後こども育成室長 |